

財団法人 骨髄移植推進財団 第41回 通常評議員会 議事録

- 1 日 時 平成23年6月29日(水) 14時45分から16時40分まで
- 2 場 所 廣瀬第2ビル 地下会議室
東京都千代田区神田錦町3丁目19番
- 3 定足数 評議員現在数30名中、出席14名、書面表決9名、委任状提出3名、計26名

(1) 出 席 : 14名(以下50音順、敬称略)
芦田 信、天地 総子、小達 一雄、金本美代子、坂巻 壽、高野 正義、
中溝 裕子、花岡 一雄、原田 実根、深尾 真美、堀川日出輝、森 慎一郎、
森島 泰雄、陽田 秀夫

(2) 書面表決 : 9名
掛江 直子、串田 正克、田中 紘一、谷本 光音、土田 昌宏、日野 雅之、
森 孝道、森 達郎、渡邊光一郎(全議案賛成)

(3) 委任状提出 : 3名
大石 誠(森 慎一郎 評議員に委任)
河 敬世(土田 昌宏 評議員に委任)
十字 猛夫(原田 実根 評議員に委任)

(4) 欠 席 : 4名
高本 滋、滝 久雄、辻 伸治、平林 勝政

注) 寄附行為第35条第5項において準用する第30条第1項の規定による委任状提出評議員及び書面表決評議員は、同条第2項の規定により出席したものとみなされるため、出席者は26名となり、寄附行為第35条第5項において準用する第28条に規定する評議員現在数の3分の2を充足し、本評議員会は成立した。

(5) 陪席監事 : 2名
石井 孝宜、関 美智夫

(6) 陪席者 : 1名
厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室 室長補佐 秋本 若夫

(7) 傍聴者 : 1名

(8) 事務局 : 木村 成雄(事務局長兼総務部長)、

大久保英彦（広報渉外部長）、小瀧 美加（移植調整部長）、
松菌 正人（総務部）、塚谷 典子（総務部）

〔 議 事 〕

審議に先立ち、正岡理事長より、以下のような挨拶があった。

おかげさまで 22 年度の事業も順調に推移し、ドナー登録者数 38 万人、年間移植件数 1,192 例、累計移植件数 12,000 例余りとなった。これも皆様のご協力の賜物であり、ここにお礼を申し上げたい。昨年 10 月より限定的ではあるが、非血縁者間の末梢血幹細胞移植（以下、P B S C T）を導入し、3 月に第 1 例の P B S C T が実施された。本年 4 月から国庫補助によってコーディネート支援システムの刷新が行われており、来年度から本格的に P B S C T を実施していく予定だ。

また、今年度中に公益財団法人への移行申請を行う予定で、4 月に最初の評議員を選任する「評議員選定委員会」を開催し、23 名の候補者の中から 11 名が選任された。最初の評議員委員に選任されなかった先生方には、新法人移行後に新たに設置される「アドバイザリーボード」に参画していただき、引き続きご指導を賜るようお願い申し上げたい。

本日は 22 年度の事業報告と決算報告、そして新法人の「定款変更の案」といった重要案件があるため、忌憚のないご意見を頂戴したい。

引き続き、新しく就任した金本美代子評議員、森慎一郎評議員より、挨拶があった。

4 議長選出

寄附行為第 35 条第 3 項の規定に基づき、出席評議員による互選の結果、坂巻 壽評議員が全員異議なく本評議員会の議長に選出された。

5 議事録署名人の選出

議長から、寄附行為第 35 条第 5 項において準用する寄附行為第 31 条の規定による議事録作成のため、議事録署名人 2 名の選出が諮られ、全員異議なく正岡 徹 理事長及び高野 正義 評議員を選出した。

6 審議事項

第 1 号議案：平成 22 年度事業報告（案）について

第 2 号議案：平成 22 年度患者負担金等支援基金審査結果について（案）

第 3 号議案：平成 22 年度決算報告（案）について

第 4 号議案：新法人移行に際しての「定款変更の（案）」について

第 5 号議案：新法人移行に際しての「役員及び評議員の報酬規程（案）」について

第 6 号議案：理事の補充選任（案）について

7 報告事項

- 報告事項 1 : 評議員選定委員会報告（新法人最初の評議員の選定について）
- 報告事項 2 : 公益認定の申請書類について
- 報告事項 3 : 東日本大震災に伴うコーディネートについて
- 報告事項 4 : 平成 24 年度診療報酬改定への対応について
- 報告事項 5 : 平成 24 年度国庫補助金要望について
- 報告事項 6 : アドバイザリーボードの設置について
- 報告事項 7 : 福島第一原発作業員等に移植が必要になった場合の当財団の対応について
- 報告事項 8 : 東日本大震災で被災した患者に関する患者負担金の特別措置について
- 報告事項 9 : P B S C T コーディネートの対象拡大について
- 報告事項 10 : 患者負担金について連帯保証人を徴求することについて
- 報告事項 11 : 評議員の補充選任について

8 議事の経過の概要と結果（審議事項）（敬称略）

- 1) 第 1 号議案 : 平成 22 年度事業報告（案）について
- 第 2 号議案 : 平成 22 年度患者負担金等支援基金審査結果について（案）
- 第 3 号議案 : 平成 22 年度決算報告（案）について

第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案については、相互に関連するため一括審議とされ、木村事務局長より資料に基づき以下のような説明があった。

・第 1 号議案について

22 年度の新規ドナー登録者は 36,667 人（前年度 33,859 人）となり、登録者数は平成 23 年 3 月末に 380,457 人（平成 22 年 3 月末は 357,378 人）となった。登録会の開催は前年比で大幅増となり、献血併行型登録会 3,802 回、集団登録会 93 回を数えた。

当財団が仲介した本年度の非血縁者間骨髄移植は 1,192 件で、前年度比で 40 件の減であった。移植率（同期間の新規患者登録数と移植数の比率）は 57.8%（国内）に留まった。コーディネートの件数も減少している。

新規事業としては、非血縁者間の P B S C T 導入が挙げられる。昨年 8 月に国の造血細胞移植委員会で導入が確認され、10 月より対象者を限定して実施することとなった。3 月に 1 例目の移植を実施することができた。3 月末の認定施設は 20 施設であったが、現時点では 28 施設と増加している。

東日本大震災への対応について。当財団は事務所に若干の被害があったが、幸いにして職員及び当該地区のコーディネーターは全員無事であり、コーディネート支援システムも影響を受けることがなかった。コーディネートについては採取・移植が決定しているドナー・患者を最優先に対応し、ドナーと患者の安否確認、施設における採取・移植の可否等を確認した。既に前処置が開始されていたものは 43 件であったが、

関係各位の協力のもと、患者の転院措置、職員による骨髄液搬送、さい帯血移植への移行などを含めて、全てに適切な措置を講ずることができた。

普及広報業務では、地域に根ざした草の根レベルでの普及広報活動として「語りべ等派遣事業」を継続して実施した。また、ACに代わる媒体として、自動車教習所設置の情報モニター「JACLA VISION」による骨髄バンクのPRについても継続して実施し、特に若年層への普及啓発に注力した。また、「骨髄バンク推進全国大会」は、地方開催の3回目として、を新潟県で開催した。

22年度の国内の登録患者は2,055人で前年微増であり、初回検索適合率（登録後最初の適合検索（6抗原一致）で1人以上の候補者が見つかる割合）は95.1%で、これは前年と同様であった。各行程におけるコーディネーター人数を見ると、主治医が選んだドナーは10人、地区でコーディネーターが開始されたドナーが5人、そのうち確認検査に進んだドナーは3人という結果（いずれも中央値）となり、これらも例年とほとんど変わっていない。

ドナーコーディネーターにおいては、コーディネーター実施体制の整備・強化に取り組んだ。22年度から新たに地区事務局所属の在宅勤務職員として「コーディネーションスタッフ」を採用し、全国で17名が業務を開始した。また、近畿地区、九州地区を中心にコーディネーターの養成研修を実施して、新たに27名のコーディネーターを委嘱した。さらに関東地区等においても23年5月に新たに9名を委嘱することとなった。コーディネーターの処遇改善としては、健康診断費用の一部補助及びインフルエンザ予防接種の助成を行った。本年度におけるコーディネーター期間（中央値）は、患者登録から移植まで140日、コーディネーター開始から骨髄採取までは121日であり、前年よりも2～3日短縮することができた。

寄付金の状況については、本年度においては大口の寄付があったことから、一般会計と患者負担金等支援基金特別会計を合わせて182,372千円（前年度は139,544千円）となった。寄附件数については前年比96%に留まり、震災以降は件数、金額ともに減少傾向となっている。

・第2号議案について

去る5月31日に審査委員会が開催され、そこで承認を得ている内容である。

22年度の患者負担金等免除決定数の総数は736件で、免除人数は868名、免除金額の総額は約85,000千円となった。前年度より件数、金額ともに増加した。また、生活保護受給世帯の患者に対するドナー入院時差額ベッド代の財団負担の総数は8件で、財団負担額は702千円となっている。

以上により、一般会計からの繰入額は国庫補助金61,120千円を差し引いた24,635千円となった。22年度、本特別会計への寄附金合計額は約23,560千円となったため、積立資産の残高が1,000千円余り減少することになる。

・第3号議案について

22年度の決算については収支計算書で説明したい。

まず、一般会計。当期の収支差額はマイナス36,241千円となり、赤字である。予算、これは補正予算であるが、マイナス42,221千円であり、約6,000千円改善したことになる。補正予算の中には裁判の和解費用として、過年度分の人件費が含まれ

ており、大幅な赤字予算になっていた。収入については、寄付金で大口のものがあつたため、賛助会費を合わせて 47,000 千円のプラスであった。しかし、移植件数が減少したことを受けて、医療保険財源収入で 22,000 千円のマイナスとなったほか、患者負担金収入も大幅に減収となっている。事業活動収支差額は 33,000 千円のマイナス、トータルでマイナス 36,241 千円となった。

次に、患者負担金等支援基金特別会計であるが、収入は 23,560 千円、支出は事業費支出を含めて 2,463 千円であり、約 1,000 千円の収支マイナスであった。このマイナス分は、特定資産（患者支援基金積立資産）から支出することになり、残高は約 65,000 千円となった。

なお、参考までに、正味財産増減計算書の経常費用の部に載っている「過年度人件費 36,366,671 円」とは裁判の和解費用である。

続いて石井監事より、以下のような監査報告が行われた。

去る 6 月 3 日に、同席の関監事と一緒に、22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの、平成 22 年度における会計及び業務の監査を行った。監査においては、会計監査人の監査報告について説明を受けたほか、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを行い、計算書類の正確性を確認した。また、業務執行についても、業務状況の報告を受けるなど、必要と思われる監査を実施した結果、いずれも適正であったので、ここに報告する。

以上の説明のあと、質疑・応答が行われた。審議の結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案ともに、全員異議なく承認された。

(主な意見等)

- <陽田> 事業報告の「ドナー健康被害補償事業」の箇所で「本年度は保険金支払の申請を 5 件行いすべてに保険が適用された」とあるが、保険金を支払ったということは、なんらかのトラブルがあったということ。支払金額や理由等の詳細を書いてほしい。「ドナー健康被害補償事業」は寄附行為に記載されている財団の 3 本柱のひとつ。前年度との比較をし、事業報告の中にきちんと記載してほしい。積極的に公表しないと隠ぺいしているような印象を受けるので、よくないと思う。
- <木村> ドナーには「ご説明書」および補足事項を送付しており、その中で健康被害に関して件数、症例等を公表している。
- <陽田> ドナー登録に関して。献血併行型ドナー登録会での登録者数が 22,671 名でほとんどドナー登録者数の純増数に等しい。これは、日赤の献血ルーム等の窓口では登録者数が頭打ちで、献血併行型の登録会を実施しないとドナーが増えないことを意味している。最近ではこの傾向が顕著になっており、今後の対策をどのように考えているか。
- <大久保> 各都道府県の地区普及広報員、説明員に登録会を開催していただけるように支援をお願いしており、今後も引き続きお願いしていく所存である。
- <森島> 震災直後、移植予定の患者さんですでに前処置を開始していた 43 件というのは、震災地域だけということではなく、全国でということか。
- <小瀧> 全国でということ。

2) 第4号議案：公益法人移行認定における「定款の変更の案」について

木村事務局長より、標題の審議事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

新法人への移行については、本理事会で承認をいただければ、来月にも公益財団法人への移行認定申請を実施したいと思っている。本案は審査を受けるうえで最も重要な「定款の変更案」である。

認定を受けるためには、いわゆる「一般法人法」と「認定法」に適合しなければならず、その定款には内閣府の通達に基づいて、①必要的記載事項、②相対的記載事項、③任意的記載事項、及び法人の任意で租税特別措置法第40条の適用を受ける場合はこれに関する必須記載事項、これらが網羅されていることが求められる。

基本的には現在の寄附行為をベースとしている。その上で、ポイントとしては、1) 法律に定めのない役職を置く場合、2) 法律に定めのない任意の機関を設置する場合、3) 評議員の構成と選任、解任方法、4) 理事会、評議員会の運営方法、これらが挙げられる。

1)は、現在寄附行為上に顧問と参与が置かれていることから、これを新しい定款に記載することとした。2)は、現在の常任理事会に相当する業務執行の場として、代表理事(理事長)と業務執行理事(副理事長、常務理事)によって構成する「業務執行会議」を置くこととした。他の理事も必要に応じて陪席していただくことを考えている。3)は、評議員会において評議員を選任、解任することとし、その選任に際しての要件等を記載した。4)は、新法人では委任状や書面表決が認められなくなる。しかし法律では、メール審議等による決議や報告の省略により、理事会、評議員会を開催して一同に会さずとも決議が可能な措置を定めていることから、その旨を定款に記載することとした。

第4号議案について、以上のような説明があり、質疑・応答が行われ、審議の結果、1名が異議を唱えたが賛成が過半数を占め、原案どおり了承された。

(主な意見等)

<陽田> 定款変更(案)の最後に、「代表理事 正岡徹」とあるが、これは決定事項か。

<木村> 定款変更(案)に最初の代表理事の氏名を記載することで移行と同時に代表理事を置くことができると法令に定められている。このため、本件についても審議に諮りたい。

<陽田> 平成22年度決算報告は3,600万円の赤字で、そのうち裁判の和解費用の一部の2,700万円は働いた事実に対する給与ではないため、財団にとっては損害と言える。これに関して、財団は誰も責任をとらない不思議な組織である。せめて、当時、人事に関わった理事長、常任理事と査問委員会の委員長は責任をとるべきではないか。

<正岡> 6,000万円を寄附して損益分を埋めた。これで裁判にかかった費用は全額、弁済されている。

<陽田> 責任とは、お金だけですむ問題ではない。財団の信用や信頼を失ったことに対する責任をどうとるのか。

<正岡> 今は公益法人に移行する時期であり、また移植件数が減少している大事な時期。この時期に体制を変えて公益法人に移行できるか不安。今は現行の体制を維持す

ることが、我々の責任の取り方だと考えている。

3) 第5号議案：新法人移行に際しての「役員及び評議員の報酬規程（案）」について

木村事務局長より、標題の審議事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

新法人における役員と評議員の報酬規程が本案であるが、これも、公益認定申請に必要な書類である。

現在、非常勤の理事、監事、評議員は理事会や評議員会に出席いただいた際に、3,000円を日当としてお支払いしているが、この扱いを明確に「報酬」と位置付ける。

常勤役員、現在は空席となっている常務理事であるが、この報酬については現行の規程が月額80万円以上90万円以内としていることから、これに準じて「月額90万円以内」と規定する。新法人の規程は上限を定めるとされているからである。

第5号議案について、以上のような説明があり、質疑・応答が行われ、原案どおり承認された。

(主な意見等)

<陽田> 年収1,440万円の高額な報酬をもらう常勤役員が、果たして財団に必要なのか。この報酬額を移植件数で割ると、ひとり当たりの患者負担金12,000円に相当する。

また、非常勤の役員の日当が3,000円とされているのに、理事の日当の上限が30,000円となっている。かたや評議員は総額の上限が100万円となっている。この違いはなにか。

<木村> 法令で評議員全員の報酬総額の上限を定めることとなっており、理事については規定されていない。

<陽田> 報酬額が上がってから財団に就任した常勤理事には、いい印象の方がいない。もしこれだけの報酬を本当に支払うのであれば、人選をシビアにしてほしい。

4) 第6号議案：理事の補充選任（案）について（非公開）

木村事務局長より、標題の審議事項について、資料に基づき説明があり、審議の結果、山田啓二氏（全国知事会 新会長）を新理事に選任することで承認された。

9 議事の経過の概要と結果（報告事項）（敬称略）

1) 報告事項1：評議員選定委員会報告（新法人最初の評議員の選定について）

木村事務局長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような報告が行われた。

新法人に移行する際の最初の評議員の選定については、当財団は内閣府の推奨する案の1つである「中立的な立場の者を含む機関を設置して選任」することとし、

昨年 9 月 30 日開催の臨時理事会・評議員会で「評議員選定委員会」の設置を議決し、厚生労働大臣の認可を受けている。

また、3 月 31 日開催の通常理事会・評議員会において、この選定委員会に諮る評議員の推薦者名簿をそれぞれ議決した。今回の評議委員選定委員会では、理事会・評議員会から推薦のあった候補者 23 名について審議することとなった。

委員会は 23 年 4 月 19 日に開催され、理事長陪席のもと、外部委員 2 名を含む全委員 5 名で審議した結果、次の 11 名が最初の評議員として選任されることとなった。

- ① 垣添 忠生 (現 当財団理事)
- ② 神山 清子 (同上)
- ③ 田所 憲治 (同上)
- ④ 岡本真一郎 (同上)
- ⑤ 溝口 秀昭 (同上)
- ⑥ 串田 正克 (現 当財団評議員)
- ⑦ 坂巻 壽 (同上)
- ⑧ 芦田 伸 (同上)
- ⑨ 河 敬世 (同上)
- ⑩ 中溝 裕子 (同上)
- ⑪ 小達 一雄 (同上) (敬称略、順不同)

2) 報告事項 2 : 公益認定の申請書類について

木村事務局長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような報告が行われた。

公益認定申請に必要な財務基準に関する書類について報告する。認定を受けるためには、①収支相償の判定、②公益目的事業費率の判定、③遊休財産額保有制限の判定、といった判定基準をクリアしなければならない。当財団についてはこれらをすべて満たしており、これら関係書類に併せて、23 年度の正味財産増減計算書内訳書と財産貸借対照表(24 年 3 月 31 日時点見込み)を提出することになる。

なお申請は、インターネット上からも行うことができる。

3) 報告事項 3 : 東日本大震災に伴うコーディネートについて

小瀧移植調整部長より、標題について、被災地状況に合せてコーディネートを慎重に進めていたが、被災 3 県については 6 月 3 日に全面解禁した旨が報告された。

4) 報告事項 4 : 平成 24 年度診療報酬改定への対応について

木村事務局長より、標題について、24 年度に予定されている診療報酬改定に際しての要望を、常任理事会での承認を経て厚生労働大臣に提出した旨が報告された。

5) 報告事項 5 : 平成 24 年度国庫補助金要望について

木村事務局長より、標題について、24 年度の国庫補助金の要望事項を、常任理事会での承認を経て臓器移植対策室長に提出した旨が報告された。

6) 報告事項 6 : アドバイザリーボードの設置について

木村事務局長より、標題について、新法人に移行後に、公益財団法人として在り方やその活動を支える各般の協力について検討する期間として、アドバイザーボードを設置する旨が報告された。大所高所からご意見をいただく場としたい、との補足があった。

7) 報告事項7：福島第一原発作業員等に移植が必要になった場合の当財団の対応について

小瀧移植調整部長より、標題について、当財団は厚生労働省並びに日本造血細胞移植学会やさい帯血バンクネットワーク等、関係諸機関と連絡を密にとりつつ、緊急事態が発生した場合は迅速に対応するための準備を進める旨の報告があった。なお、本内容は5月31日にホームページに掲載した、との補足があった。

(主な意見)

- <原田> 福島第一原発作業員に移植が必要になった場合、PBSC Tなど具体的に検討するのか。東海村のJCOの原発事故の際、PBSC Tとさい帯血移植を行ったので、今回の場合も十分に考えられるので、要請があるのではないかと。
- <正岡> 依頼があればできるだけ緊急に対応する予定である。

8) 報告事項8：東日本大震災で被災した患者に関する患者負担金の特別措置について

木村事務局長より、標題について、大震災で被災した患者さんに対して、患者負担金の支払い猶予の特別措置を講じることとした旨、報告された。

9) 報告事項9：PBSC Tコーディネートの対象拡大について

小瀧移植調整部長より、標題について、現在はPBSC Tを慎重に進めていくためにドナーには「骨髄提供の経験があること」等、提供にいくつかの条件を設けているが、今後それらを緩和し、対象者を拡大していくことを検討している旨、報告があった。今後、ドナー安全委員会で検討していく予定である旨、報告された。

10) 報告事項10：患者負担金について連帯保証人を徴求することについて

木村事務局長より、標題について、現在医療機関において入院時に患者さんから保証人をいただくことが通例であり、この考え方と同様に、患者負担金の支払いに連帯保証人を指定していただくこととした旨、報告があった。患者さんが亡くなられた際に、正当な相続者に債権を請求しているのか現状ではわからないことから、弁護士より指摘を受けたものである。連帯保証人といっても、債権を取り立てるといったことをイメージしているのではない。基本的には配偶者や家族に保証人になっていただきたいが、適当な方のいらっしゃらない場合は個別に対応していきたい、との補足説明があった。

(主な意見)

- <陽田> 患者負担金を取り立てるという意味ではない、としているが一般的に言えば、連帯保証人を立てるということは、債権を取り立てる相手としてみならず、ということではないかと。

<木村> 患者が死亡した場合、未収の患者負担金は債務として相続される。相続人が複数いる場合は、誰に請求してよいかわからない。相続人でない方に請求するのは適当ではない。連帯保証人を指定していただくのは、そこを明確にさせていただくことが目的である。

11) 報告事項 11：評議員の補充選任について

木村事務局長より、標題の審議事項について、理事会において、当財団のドナー安全委員長である 金森 平和 氏（神奈川県立がんセンター 血液内科・輸血医療科 部長）が評議員に就任することが了承された、との報告があった。